

西条市立小・中学校におけるインターネット利用に関するガイドライン

1 目的と趣旨

このガイドラインは、西条市立小・中学校（以下「学校」という。）におけるインターネットを利用した教育及び学習活動を児童生徒の人権を尊重しながら安全かつ効果的に行うためのルールを定めたものである。

教職員は、本ガイドラインに定めるルールを十分理解し、児童生徒の「情報活用能力の育成」を図るとともに、自校の教育計画に基づき、各教科等における学習指導に寄与するように努めるものとする。

2 個人情報の保護

インターネットを利用して発信または受信する個人情報については、本県では「愛媛県個人情報保護条例」、本市では「西条市個人情報保護条例」が定められており、これに基づき取り扱うものとする。

個人情報とは、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」をいう。

3 著作権の保護

インターネットを利用して情報を発信する際には、著作権の保護に配慮すること。

次の著作物は著作権法で保護の対象となっているため、公開する場合は必ず著作権者の了解を得ること。

- (1) 書籍、雑誌、新聞などの記事や写真
- (2) テレビやビデオから取り込んだ画像やデータ
- (3) 芸能人等や著名人の写真、キャラクター画像、商標、ロゴなど
- (4) 音楽や歌詞又はCD等から取り込んだデータ。
- (5) 他人が作成したソフトウェアやそれを改変したプログラム
- (6) 他人のホームページや電子掲示板に載っている文書や写真等
- (7) 他人の電子メール
- (8) 児童生徒が作成した作品

上記に含まれない著作物の発信が必要となった場合は、文化庁など所管団体のホームページ等で確認をし、学校長が公開の判断をすること

4 ホームページへの個人情報の掲載

ホームページに個人情報を掲載する際には、以下の点に留意すること

- (1) 児童生徒の作品の掲載等においては、どうしても必要な場合は個人が特定できない範囲にとどめ(「氏名」、「学年」、「教科」のみにするなど)、個人情報はできるだけ掲載しない。
- (2) 児童生徒の写真を掲載する場合は、集合写真とするなど個人が特定できないようにする。氏名と一致することのないように、特定されないように特に配慮する。
- (3) 国籍、住所、電話番号、生年月日、家族構成、成績関係など個人に関する情報は、掲載しない。
- (4) 掲載された情報を関連させることで、特定の個人がされないよう配慮する。
- (5) 教育活動を進める上で個人情報の掲載が必要な場合には、本人及び保護者の同意を得て行うものとする。

5 児童生徒への指導

- (1) 教職員は、児童生徒がインターネットを利用した学習活動を行うに当たっては、児童生徒が情報発信者としての自覚及び責任を有することができるよう指導する。
 - ① インターネットにおける基本モラルなど、児童生徒の情報モラルの育成に関すること
 - ② 人権侵害やプライバシー、個人情報、著作権、知的所有権等への配慮など、法の遵守に関すること。
 - ③ インターネットの特性を考慮した有害情報の取扱い等の倫理教育に関すること。
 - ④ その他校長が必要と認める事項に関すること。
- (2) 教職員は、児童生徒が情報を発信するときは、その内容を確認し、許可した後でなければ行わせてならない。
- (3) 児童生徒が教職員の指示に従わずコンピュータ等を利用した際は、速やかに利用を中止させること。

6 禁止事項

インターネットの健全な活用を行うため、社会における学校の立場をわきまえ、基本的モラル及びマナーを遵守し、次の行為をしてはならない。

- (1) 法令および規定等に違反する行為
- (2) 営利を目的とする行為
- (3) 学校の品位を傷つける行為
- (4) 他人の知的所有権や著作権を侵害する行為
- (5) 他人の財産・プライバシーを侵害する行為
- (6) 虚偽の情報を発信する行為

- (7) 政治・宗教に関する行為
- (8) 他人の名誉を傷つけたり、誹謗中傷したりする行為
- (9) 学校や学校外のネットワークの環境を破壊、または運用を妨害する行為
- (10) システムの設定に影響するソフトウェアのダウンロード及びインストール
- (11) チェーンメール等のネットワークシステムに対する迷惑・破壊行為
- (12) その他、公序良俗に反する行為

7 無線 LAN の利用

無線LANについて以下の行為を禁止する。

- (1) 教育情報ネットワークへの私物コンピュータ等の接続
- (2) 校内にあるシステム及びネットワークに対しての無許可のリモートアクセスによる接続
- (3) 校内への私物のモデムの持ち込み及びインターネットへの接続
- (4) 校内及び校地内での無許可の無線 LAN の利用

8 情報セキュリティインシデントへの対応

- (1) インターネット利用時等にインシデント(事件・事故)が発生した場合、発生させた者もしくは発見者は、速やかに学校 CIO(学校長)へ報告しなければならない。
- (2) 報告を受けた学校 CIO(学校長)は、CISO 補佐(教育長)、教育 CIO 補佐(学校教育課長他)及び情報セキュリティに関する統一的な窓口(学校教育課)に報告しなければならない。
- (3) 報告が必要となるインシデントの種類
 - ① 個人情報の流出・漏洩・盗難・紛失・改ざん
 - ② 個人情報を除く重要情報の流出・漏洩・盗難・紛失・改ざん
 - ③ 情報機器等の盗難、紛失
 - ④ 学校ホームページの改ざんや偽装ページの発見
 - ⑤ コンピューターウィルスの感染
 - ⑥ 6.禁止事項の発見
 - ⑦ 校内 LAN への不正接続
 - ⑧ なりすましによる不正ログイン

9 その他

教育委員会は、必要に応じてガイドラインを改定することができる。

本ガイドラインに明示されていない技術や機能を利用する場合であっても、法令の規定はもとより、このガイドラインの目的・趣旨を尊重して利用すること。

附則 このガイドラインは、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

資料

愛媛県個人情報保護条例

http://www3.e-reikinet.jp/ehime-ken/dlw_reiki/413901010041000000MH/413901010041000000MH/413901010041000000MH.html

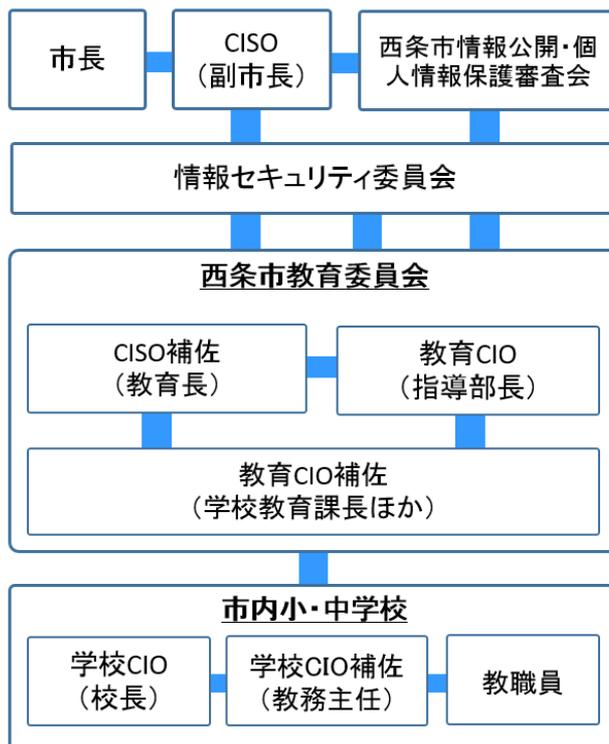
愛媛県個人情報保護条例

https://www.city.saijo.ehime.jp/reiki_int/reiki_honbun/r039RG00000027.html

文化庁ホームページ

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/>

西条市教育委員会情報セキュリティ組織体制図



改定履歴

版	改定日	項目	改定内容